

韮崎市（監委）告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和8年6月9日

韮崎市監査委員 内藤 一穂

韮崎市監査委員 清水 康雄

1 監査実施年月日

令和8年5月27日

2 監査対象

公の施設の管理に関して受託した事務

- (1) 株式会社まあめいく（市民交流センター、地域情報発信センター）
- (2) NPO 法人子育て支援センターちびっこはうす（子育て支援センター）
- (3) 韮崎市社会福祉協議会（老人福祉センター、大草デイサービスセンター）
- (4) 株式会社ケイミックス（市文化ホール）
- (5) 株式会社図書館流通センター（市立図書館）
- (6) スポーツライフ韮崎株式会社（中央体育館、中央公園、総合運動場）

3 監査対象期間

令和7年度

4 監査の結果

指定管理者としての業務は、いずれも適正かつ効率的に執行されていると認められた。

5 指摘事項

なし